

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」という。）に対して、令和6年1月9日付けの保護却下決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った請求人の弟（以下「弟」という。）の令和5年9月4日分の通院交通費に係る保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

1 理由付記不備

本件処分においては、処分理由は法に該当しない旨しか書かれていない。本件処分を争う場合、何について主張すべきか請求人には不明であり、十分な不服理由を主張することができない。また、本件処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件処分には理由不備の違法がある。

2 通院日に係る検討不尽

本件申請は、弟の9月移送費の支給を求めるものであり、その意図は、当該月に要した移送費の支給を求めていることは明らかであって、日付に関しては可能な限り正確を期すためのものでしかない。

そもそも、保護の実施機関は、法9条に規定する必要即応の原則に基づいて、法11条1項各号に規定する8種の扶助のうち最適と認める扶助を決定するものとされており、法9条の「有効かつ適切に行う」

とは、最も効果的と思われる種類の保護を、最も適切と認められる方法と程度で行うことをいうと解されている。これは、要保護者の申請内容にかかわらず、保護の実施機関は、最も有効かつ適切な保護の実施方法を自ら決定すべき義務を負ことを意味している。

本件処分通知書の理由を見る限り、処分庁は、上記義務を認識しながら、当該月の他の日について必要な調査を怠ったか、不十分であったといわざるを得ない。

よって、本件処分は違法ないし不当であるから、取り消されなければならない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 4月10日	諮問
令和7年 6月25日	審議（第101回第3部会）
令和7年 7月23日	審議（第102回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法及び保護基準

ア 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするし

ている。

イ 医療扶助

法11条1項は、保護の種類として、医療扶助（4号）を掲げる。

法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その一つに移送（6号）を掲げる。

生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第4・4は、移送費は「移送に必要な最小限度の額」としている。

ウ 申請による保護の変更

法24条9項において準用する同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定の理由を付した書面により通知しなければならないとしている。

（2）運営要領

ア 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・9・(1)は、移送の給付については、個別にその内容を審査し、同・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うものとするとしている。

運営要領第3・9・(2)は、給付の範囲として、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（同・ア）等を挙げている。

イ 運営要領第3・9・(3)・アは、要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知することとし、同・イは、被保護者から移送の給付について申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するなど、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとしている。

2 本件処分についての検討

（1）本件申請は、弟の令和5年8月分、9月分及び10月分の本件病

院への交通費を通院交通費として申請するものであるが、弟は、本件申請書に記載されている「令和5年9月4日」には、本件病院に通院していないことが認められる。

また、処分庁の調査によれば、弟が同月中本件病院に通院したのは同月5日であるところ、処分庁は、弟からの追加申請に基づいて、同日分の通院交通費（1,244円）を、同年11月13日、医療移送費として支給することを決定し、その旨を記載した一時扶助決定通知書を母宛てに通知し、同年12月1日に支給していることが認められる。

以上のとおり、弟の同年9月5日分の本件病院への通院交通費については、処分庁は、弟からの追加申請に基づいて支給することを決定し、実際に支給しているところ、本件申請にある弟の同月4日分の本件病院への通院交通費については、弟が同日、本件病院に通院した事実は確認されなかったのであるから、これを支給する実体上の根拠がないことは明らかである。

そして、本件処分通知書の記載自体から、本件処分の理由及び根拠を知ることができると認められるから、理由付記の要件に欠けるところはない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) なお、念のため、本件申請書に記載があった弟の令和5年8月7日分及び同年10月2日分の本件病院への交通費の給付の有無について確認すると、いずれの通院交通費（それぞれ1,244円）も、処分庁は、母及び弟からの申請（前回申請及び追加申請）に基づき、医療移送費として支給することを決定し、その旨を記載した各一時扶助決定通知書を母宛てに通知の上、支給していることが認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張するが、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われ

ているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子